

第9回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成25年3月29日（金）10:00～

301 委員会室

- 1 正副座長たたき台案の検討
- 2 その他

【資料】

- 資料1 正副座長たたき台案
- 資料2 情報の提供等（案）
- 資料3 他県における運動の日
- 資料4 前文に盛り込むことの提案があった項目
- 資料5 イメージ図

正副座長たたき台案

※網掛及び取消線部は、検討済事項

1 前文

【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

※盛り込む内容をどうするか。

- ・「法律による厳罰化が進むが、飲酒運転による事故がなくなる」
- ・「飲酒運転の根絶を図る」
- ・「規範意識の定着」
- ・「飲酒運転は犯罪である」(*要検討) など

2 目的

【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなることに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本方針基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

3 責務及び努力

(1) 県の責務

ア 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【第5回検討結果】案通り。

イ 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

【第5回検討結果】案通り。

※市町との連携を規定するか。

【第5回検討結果】
規定しない。ただし、個別的議論の中で必要が生じた場合は再度、議論を行う。

(2) **県民の努力** 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする。

県民は、~~県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。~~

県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

【第7回検討結果】

(第7回検討による追加論点)

※「県が実施する」と県だけに限定するか。

【第8回検討結果】限定しない。

※どの程度まで盛り込むか。

①施策への協力

②施策への協力 + 自主的な取組

③~~施策への協力 + 自主的な取組 + 通報~~

【第5回検討結果】議論継続 (※県外調査事項)

【第6回検討結果】②とする。

(3) **事業者の努力** 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする

~~事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。~~

ア 事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。

イ 飲食店営業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

ウ 酒類販売業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

【第8回検討結果】

~~※どの程度まで盛り込むか。~~

~~・特定事業者について規定するか。規定する場合、特定事業者ごとに、どのような内容とするか（例：文書掲示）。~~

【第7回検討結果】

「飲食店営業者」及び「酒類販売業者」については、規定する。

~~・従業員教育を規定するか。~~

【第7回検討結果】 規定しない。

~~※公務者の率先垂範を規定するか。~~

【第7回検討結果】 規定しない。

4 基本方針基本計画 **【第7回検討結果】「基本方針」ではなく「基本計画」とする。**

- (1) 県は、3(1)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針基本計画を定めなければならない。
- (2) 基本方針基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 教育及び知識の普及(※5)に関する事項
 - イ 再発防止のための措置(※6)及び受診義務(※7)に関する事項
 - ウ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項
- (3) 知事は、基本方針基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- (4) 知事は、毎年1回、基本方針基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

※基本方針の策定及び変更につき、議決対象とするか。

【第7回検討結果】 議決対象としない。

※数値目標を設定するか。設定する場合、何に対する数値目標とするか。

【第7回検討結果】 数値目標は設定しない。

5 教育及び知識の普及

- (1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

【第7回検討結果】

教育及び知識の普及が規範意識の定着のためでもある旨を前文で表現する。

- (2) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

【第7回検討結果】

「行うものとする」に変更。

【第8回検討結果】

「行うものとする」について、関係者の意見を聴いたうえで必要とあれば、「努めるものとする」に戻す。

(第7回検討による追加論点)

※「大学」も例示するか。

【第8回検討結果】 例示しない。

※重点取締区域を設けるか。

【第7回検討結果】

県警の意見も聴取し参考とする。

6 再発防止のための措置

県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

7 受診義務

(1) 飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。

※規則で定める者については、除く。

(2) 県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。

(3) 県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。

(4) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断した者に対して、アルコール依存症の治療に関する助言を行うことができるものとする。

【第8回検討結果】

受診義務の例外規定を設ける。

8 相談

県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

(第7回検討による追加論点)

※「飲酒運転をした者」も書き込むか。

【第8回検討結果】「おそれのある者」で読み込めるため書き込まない。

*教育等を通じての飲酒運転を「根絶」という方向性から、「被害者からの相談」から変更。

(参考) 被害者の支援としては、犯罪被害者支援センターなどがある。

9 情報提供

県は、〇〇のため、△△に関する情報を提供するものとする。

【第8回検討結果】

- ・正副座長案を作成のうえ、検討する。
- ・県警の意見も聴取し参考とする。

※情報提供の目的をどう捉えるか。

※誰に対し、どのような内容の情報を提供するか。

例（誰に対し）：県民 市町 事業者

例（内容）：検挙者数 事故件数 など

*参考 4(4)（施策の実施状況についての公表）

10 飲酒運転根絶の日

- (1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、飲酒運転根絶の日を設ける。
- (2) 飲酒運転根絶の日は、〇月〇日とする。
- (3) 県は、飲酒運転根絶の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

【第8回検討結果】

1011 表彰

県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

【第8回検討結果】案通り。

1012 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

【第8回検討結果】案通り。

情報提供（案）

9 情報の提供等

県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

他県における運動の日

県	名称	日	理由
大分県	飲酒運転根絶県民運動の日	毎月 20 日	「県民交通安全の日」と同じ
宮城県	飲酒運転根絶の日 飲酒運転根絶運動の日	5 月 22 日 毎月 22 日	起因となった飲酒運転事故 発生日
山形県	—	—	—
沖縄県	飲酒運転の根絶運動の日	毎月 1 日	「交通安全県民の日」と同じ
福岡県	飲酒運転撲滅の日 撲滅週間	毎月 25 日 8 月 25 日 ～ 31 日	起因となった飲酒運転事故 発生日

6. 運動の名称・期間

① 期間を定めて行う運動

ア 年間運動

運動名	実施期間
思いやりとゆずりあいでの交通事故をなくす年間運動	1月1日(日)～12月31日(月)

イ 各季運動等

運動名	実施期間	その他
春の全国交通安全運動	4月6日(金)～4月15日(日)	各季運動の実施要綱は別に定める
夏の交通安全県民運動	7月11日(水)～7月20日(金)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(金)～9月30日(日)	
年末の交通安全県民運動	12月11日(火)～12月20日(木)	
夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動	10月1日(月)～12月31日(月)	

② 日を定めて行う運動

運動名	実施日	参考
交通事故死ゼロを目指す日	全国交通安全運動期間中に実施予定	記録をはじめた昭和43年以降で交通死亡事故のなかった日はないという厳しい状況から、交通安全に対する国民の意識を高めるため平成20年から設置された。
交通安全の日	毎月11日	昭和41年10月11日に「交通安全の保持に関する条例」が制定されたことを記念して、毎月11日を「交通安全の日」と定め、県民の交通安全思想の普及徹底を図る。
高齢者の交通安全の日 (セーフティー・シルバー・デー)	毎月21日 (S・Sデー)	高齢社会の進展に伴い、高齢者の交通事故死者数が高い水準で推移していることから、毎月21日を「高齢者の交通安全の日」と定め、高齢者の交通事故防止を図る。
自転車安全対策強化日 (セーフティー・バイク・デー)	1毎月 第一月曜日 (S・Bデー)	自転車に関連する交通事故を防止するため、毎月第一月曜日を「自転車安全対策強化日」と定め、自転車の安全利用を推進する。

7. 運動の推進方法

- (1) 推進機関・団体は、相互に連携を密にしてそれぞれの地域の特性に応じ、実情に即した具体的な推進計画を策定し、効果的な交通安全活動を展開する。
- (2) 推進機関・団体は、本運動の趣旨をそれぞれの傘下組織に周知徹底させるとともに、幅広い県民運動として展開され、県民総ぐるみの運動として盛り上がるよう努力する。

前文に盛り込むことの提案があった項目

ア 本条例の方針、飲酒運転を根絶するという姿勢

※規範意識の定着、再発防止を方針とするということを書くことによって、厳罰化とは方向性が違う旨や受診義務も制裁でないことを表す。

※本文では書き表せない検討会の思いを伝えるものとなり、執行部が基本計画を作成する際等において指針となりうる。

イ 県民の意識

※他県が県民の責務に規定している「自覚」など。

ウ 公務者の率先垂範的な内容

エ 教育及び知識の普及が規範意識の定着のためでもある旨

【 背 景 】
 法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転による事故がなくなるらない

【 方 針 】
 ◎規範意識の定着
 ◎再発防止
 を柱として、飲酒運転の根絶を図る！！

【 重 視 す る 対 策 】
 ○教育及び知識の普及（←規範意識の定着）
 ○受診義務（←再発防止）

規 定 の 方 向 性

太陽的

根絶に向けて取り組む環境が自発的に広がると捉える

北風の

根絶に向けて取り組む環境が進むようにある程度主導する

【穏やかな場合の規定の方向性】
 県民の努力 → 施策の協力で足りる
 特定事業者の区別 → 区別なし
 従業員教育 → 事業主に任せる
 重点取締区域 → 不要
 など

【実効性をもたせた場合の規定の方向性】
 県民の責務 → 通報まで求める
 特定事業者の区別 → 区別あり
 従業員教育 → 必要
 重点取締区域 → 必要
 など